

## 柿沼翠流書道教室 規約

(名称及び所在地並びに代表者)

**第1条** 本教室は、柿沼翠流書道教室（以下当教室という）と称し、書道研究書泉会が主催、監修、運営をし、本部事務所を柿沼翠流書道教室（矢板市扇町2-10-6）内に置きます。

代表者は、斎藤正とします。

(目的)

**第2条** 当教室は、

- ①書本来の象（すがた）は、正しく学ばせなければなりません。書の伝統を正しく教えています。
- ②書の秘宝といわれる古典を年齢（幼児～大人）に応じて楽しく指導しています。
- ③書の研讃と日本の文化を推進すべく努力しています。
- ④書を通して人間づくりを目指しています。

(指導者)

**第3条** 当教室の指導者は、独立書人団に所属する会員等が責任を持って指導します。

(構成)

**第4条** 当教室は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、一般の6種類のカテゴリで構成されます。

(入会資格及び入会手続き)

**第5条** 当教室に入会できる者は、本規約に賛同した者とし、書道を学びたい意思があり、当教室が入会に適すると認められた者（以下会員という）とします。未成年者の場合は、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

(月謝)

**第6条** 会員は、別に定める月謝を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した月謝は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

(支払い方法)

**第7条** 本規約に基づく月謝の支払い方法は、

- ①振込み：（当教室の指定する銀行口座への振込み）  
期限までに振込み。その際の金融機関への振込み手数料（消費税含む）は会員負担とします。  
誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とします。
- ②現金払い：（当教室の月謝袋での現金払い）  
期限までに当教室にお持ちください。領収印を押してお返しいたします。

※当教室の月謝は、原則として前納となります。翌月分を月末までにお納めください。

遅れる場合や、ご事情がある場合は、当教室にご相談ください。

(遵守事項)

**第8条** 会員は本規約を遵守すると共に、当教室での諸規則に従うものとします。

(届出事項の変更)

**第9条** 会員は、当教室に届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合は、所定の届出用紙により遅滞なく当教室に届出るものとします。尚、前途の届出がないため当教室からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当教室は一切責任を負わないものとします。

(入会)

**第10条** 入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めます。

(退会)

**第11条** 会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月末までに当教室に退会届を提出し、当教室の承認を得るものとします。

(休会)

**第12条** 会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により休会を希望する月の前月末までに当教室に休会届を提出し、当教室の承認を得るものとします。

(復帰)

**第13条** 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当教室の承認を得るものとします。

(除名)

**第14条** 会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当教室が会員として不適切と判断した者に対し、当教室会員より除名することができるものとします。

(休講・閉鎖)

**第15条** 当教室は、天災地変、社会情勢の変化、その他当教室の存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

(免責)

**第16条** 会員は、当教室における盗難、傷害その他の事故について、当教室に対し何ら損害賠償を求めず当教室は賠償しないものとします。

(個人情報保護法)

**第17条** 当会員の肖像権、個人情報等については円滑な書道教室運営に必要な限りは「当教室」に委ねることができるものとします。

(付則)

**第18条** 当教室は必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、詳細を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当教室より変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に当教室に参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

(発効)

**第19条** 本規約は、2020年2月1日より発効するものとします。